

令和6年度 国民大運動高知県実行委員会要求書に対する回答（概要）

意見交換実施日：令和6年11月6日（水）

■教育に関する要求

（2）複式学級基準の県独自の緩和

本県の児童生徒数は年々減少しており、今後は更に複式学級が増えることも予想されるため、厳しい予算状況の下、本県独自に定数の改善を図ることは困難である。

そのため、10月28日に徳島県において開催された「四国4県教育長会合同総会」では、複式学級の学級編制基準の引き下げについて協議を行い、国への要望事項としてとりまとめたところ。また、全国都道府県教育長協議会とも連携し、国に対して複式学級編制基準の改善についての要望も行っている。

なお、学校や児童生徒の状況によっては、市町村教育委員会との協議を行い、加配配置を行うなどの措置をとっている。

（4）県版学テの廃止

高知県学力定着状況調査は、児童生徒の学力の定着状況を調査・把握して、一人一人の子どもの強みや弱みを強化・補強したうえで、次の学年へ進級させることを目的に実施をしている。併せて、学校や教員は、この調査結果を客観的なデータとして活用し、授業改善に役立てている。

採点については、業者に委託しており、自校採点を必ず行うことは求めている。ただ、児童生徒の学力定着状況を早く把握し、学力課題や指導方法の改善に生かしたいという思いから、自校採点を行っている学校もあると聞いている。

いずれにしても、自校採点を行うかどうかは、市町村教育委員会や各学校長の判断によるところと考える。

各市町村や学校においては、それぞれの実態に応じて、独自の調査やテストを実施していることは承知している。

一方、県版調査は、各学校が同じ問題を用いるとともに、質問調査も実施する。これにより、子どもたちの教科内容の定着状況だけでなく、生活や学習習慣等について、県との比較が可能になり、各学校が行う独自の調査より、より客観的なデータを得ることができる。併せて、各学校は県教育委員会の分析も踏まえた分析が可能となり、多面的な分析と、それを基にした適切な指導や組織的な授業改善につなげることができる。

このようなことから、今後も本調査を継続し、誰一人取り残すことなく、子どもたちの学力向上や学校の授業改善に役立てていきたいと考えている。

（5）障害児教育の充実

1）特別支援学級の定数緩和など

厳しい予算状況の下、本県独自に定数の改善を図ることは困難。ただ、多人数の特別支援学級がある場合や、障害が重複または重度の障害がある児童生徒が入級するような場合などは、必要に応じて市町村教育委員会と協議の上、児童生徒支援のための加配を行っている。

併せて、小中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級担当者が指導方法等を学び合う機会を設定し、各担当者の専門性を高めていく取組を行っているところ。

今後も引き続き、国の加配定数の確保に努めるとともに、国に対して特別支援学級の編制基準の引き下げ及びそれに伴う定数改善について、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会と

もに要望していく。

2) 高知市への寄宿舎を含む知的障害児学校の新設

高知市を含む県中央部の知的障害特別支援学校については、令和4年4月に日高特別支援学校高知しんほんまち分校を開校後、一定狭あい化が解消されていると考えている。このため、現時点では高知市への知的障害特別支援学校の新設は必要性がないと考えている。

ただし、児童生徒数の増減については、知的障害特別支援学級・学校ともにほぼ横ばいであるが、年度によりばらつきがあることから、引き続き注視する必要があると考えている。

また、寄宿舎は通学困難な児童生徒のために設置する必要があるとされており、高知市内の交通の利便性のよい地域にある知的障害特別支援学校については、寄宿舎設置の必要性はないと考えている。

(6) 不登校対策の充実

これまで国庫補助に加え、県単独予算も確保し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを国の基準よりも手厚く配置してきた。

また、全公立小中学校で不登校担当者を校務分掌の中に位置づけ、組織的な支援の推進を図るほか、R3年度からは校内サポートルームコーディネーターの研究加配をするなど、不登校児童生徒の支援体制を整備してきた。

その結果、先日公表された文部科学省の調査では、本県の児童生徒の不登校出現率は、前年度に続いて令和5年度も全国平均を下回るなど、これまでの取組の成果が着実なものとなってきていると考える。

今後も限られた財源の中でより効果的な支援が行えるよう、配置の工夫を行っていくとともに、相談支援体制の強化や教員定数の改善について、引き続き国への政策提言を行っていく。

(7) 採用審査制度のさらなる見直し

3) 県内臨時教員に対する試験内容免除制度の充実や特別選考枠の設置など

臨時教員に対する免除制度については、より受審しやすい制度となるよう、本年度、さらに改善を行ったところ。具体的には、第1次審査の全部免除の条件を「前年度の合格者」から、「直近3年間の合格者」に拡大。また、従来「直近4年間」で通算24月以上の県内臨時教員経験があれば、第1次審査の一部（教職・一般教養）を免除していたが、「直近4年間」の期間を撤廃している。

他方、さらなる全部免除の要件の緩和や、臨時教員のみが受審できる特別選考枠の設置については、教員としての資質・能力の担保が図れるかなどの観点を検討していく必要があるものと考えている。

また、支援員経験を1次審査の免除要件とするといったことについては、支援員の職務内容が、教員とは異なるものであることから、現時点では考えていない。

学校現場において実践を積み、必要な専門性を持った臨時教員を適正に評価し、採用につなげていくことは大変重要なことだと考えていることから、今後も採用審査制度の見直しについて、引き続き検討していく。

(12) 臨時教職員の削減

3) 代替未配置対策

小・中学校の教職員定数は、学級数等から算出される基礎定数と、教育施策に応じて配分される加配定数がある。これらの定数は毎年変動するため、正規教職員の過員を防ぐためにも、一定数の臨時教職員を配置する必要がある。

高等学校の教職員定数については、収容定員により決定され、変動は少ないものの、県全域が異動対象となるため、それぞれの教職員の事情により異動が困難な場合もあり、一定数の臨時教職員を配置する必要がある。

しかしながら、児童生徒に対し継続的な指導が行えるといった教育面での有効性や教職員の安定的な雇用といった面から、正規職員の割合を増やしていくことも必要である。

全国的な教員不足の影響や志願者数の減少により、必要な採用人数を確保することに課題もある状況だが、引き続き、教員採用審査の工夫改善等を行いながら正規教職員の確保に努めていく。

また、代替教員の未配置については、ここ数年、新卒者や臨時教員の多くが正規教員として採用されたことで、臨時教員の数が減少し、年度途中の欠員に対応する代替教員の確保は極めて困難な状況となっている。

未配置の解消に向け、県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、退職教員等への働きかけを積極的に行っている。常時勤務が困難な方には、授業の実施を中心とした時間講師として雇用するなど、柔軟な対応を行っているところ。

また、新聞広告やテレビ、ラジオ等を通じて臨時教員を募集するとともに、教員免許を有しながら教職に就いていない方を対象としたペーパーティーチャー個別相談会を開催するなど、教員免許状保有者の掘り起しにも努めている。さらに、SNS 等を活用した県内外への発信や、本県採用審査を受審された他県出身者に対する呼びかけ等も行っているところ。

今後も様々な手立てを用いて代替教員の確保に取り組み、兼務発令等で対応することのないよう、未配置の解消に努めていく。

(16) 再任用者の待遇改善等

県教育委員会としては、再任用職員等も含めた職員の給与について、人事委員会の勧告を尊重するという基本姿勢のもと、給与制度の趣旨を踏まえ、適正な運用を行っていかねばならないという知事部局の考えに準ずることを基本に対応していきたいと考えている。

他方、給与等の勤務条件については、その職の役割、責任の重さ、国や民間との均衡を踏まえて決定しているところ。

地方公務員法の均衡の原則から、国等と大きく異なる制度とすることは困難だが、引き続き、国や他の地方公共団体の状況等を注視しながら、適正な勤務条件としてまいりたいと考えている。

(17) 高等学校入学者選抜における配慮等

令和5年度に実施した追検査等の手続きに関する文書においては、令和5年12月の文部科学省からの事務連絡を受け、追検査等の対象として、「検査当日の発熱、体調不良等により、受検することができない志願者」または、「事故等その他のやむを得ない事情により、当日受検することができない志願者」と、より具体的に示している。

令和6年6月の文部科学省からの新たな通知に、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由の例として、「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。」と明記されている。

このことから、令和6年度に実施する入学者選抜においては、入学者選抜の手引や追検査等の手続きに関する文書に、追検査等の対象を分かりやすく記載し、中学校や高等学校等への周知を行っていくこととしている。